

転居費等支援金交付申請書兼実績報告書に関する誓約事項

- 1 転居費等支援金に関する報告及び立入調査について、熊本県及び熊本市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 居住地等その他転居費等支援金に係る要件を確認するため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類（以下「個人情報の取扱い」に記載のある内容）を確認することに同意します。
- 3 転居費等支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合には、熊本市転居費等支援金交付要綱に基づき、転居費等支援金の全額を返還します。また、本市に転入した日から5年以内に熊本県以外の都道府県に転居した場合には、その年度数に応じた転居費等支援金の額を返還します。
- 4 交付決定後においても、本市からの移住・雇用施策等に関する情報提供について、同意します。
- 5 その他、熊本市転居費等支援要綱に掲げる要件を満たしていることを誓約します。

【個人情報の取扱い】

熊本県及び熊本市は、転居費等支援金の交付に際して得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報をいう。以下同じ。）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

熊本県及び熊本市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援等事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

熊本県及び熊本市は、転居費等支援金に係る要件確認及び返還事由の該当有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名